

第三十一回国会 衆議院 商工委員会議録 第三十六号

昭和三十四年三月二十六日(大曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君
理事小川 平二君 理事小平 久雄君
理事中村 幸八君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君
新井 京太君 岡部 得三君
岡本 茂君 坂田 英一君
始岡 伊平君 關谷 勝利君
中井 一夫君 濱田 正信君
渡邊 本治君 板川 正吾君
内海 清君 大矢 省三君
小林 正美君 鈴木 一君
堂森 芳夫君 松前 重義君

出席政府委員

法制局事務官 吉國 一郎君
(長官総務室主 幹)
通商産業政務次 中川 俊思君
官
通商産業事務官 齋藤 正年君
(大臣官房長)
特許庁長官 井上 尙一君

委員外の出席者

議長 清瀬 一郎君
通商産業事務官 伊藤 繁樹君
(特許庁総務部 長)
通商産業事務官 荒玉 義人君
(総務部工業所 有権制度改正調 査審議室長)
専門 員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

特許法案(内閣提出第一〇八号)(参 議院送付)

第一類第九号 商工委員會議録第三十六号 昭和三十四年三月二十六日

特許法施行法案(内閣提出第一〇九 号)(参議院送付)

実用新案法案(内閣提出第一一〇号) (参議院送付)

実用新案法施行法案(内閣提出第一 一一号)(参議院送付)

意匠法案(内閣提出第一一二号)(参 議院送付)

意匠法施行法案(内閣提出第一一三 号)(参議院送付)

商標法案(内閣提出第一一五八号)(参 議院送付)

商標法施行法案(内閣提出第一五九 号)(参議院送付)

特許法等の施行に伴う関係法令の整 理に関する法律案(内閣提出第一六 〇号)(参議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五七号)(参議院送付)

○長谷川委員長 これより会議を開き ます。

特許法案、特許法施行法案、実用新 案法案、実用新案法施行法案、意匠法 案、意匠法施行法案、商標法案、商標 法施行法案、特許法等の施行に伴う関 係法令の整理に関する法律案及び特許 法等の一部を改正する法律案、以上十 法案を一括して議題といたします。審 査を進めます。質疑の通告があります ので、順次これを許可いたします。板 川正吾君。

○板川委員 特許庁長官にお尋ねをい たしますが、先日私が質問したとき

に、長官の答弁の中で、特許庁の出願 処理七年計画、すなわち四十一年度に おける残存未処理件数が実用新案と特 許においては一・二年分ある。私は、 これは半年くらいまでに計画を締め るべきではないか、こういう質問をし たのでありますが、そのときに長官の 答弁としては、パリ同盟条約によつて 優先権出願主義があるから、その期間 は一年間というふうに認められておる から、従つてそれを半年間というよう にあまり早くするようになつてしまつ て、もし許可をしようとなつて、あとで 取り返されるおそれがある。そういう ことがあるから、一年以上は当然だ、 とういう答弁でございました。この 残存未処理件数の一・二年というの は、この統計からいって一・二年内で 処理するということではないのですか。これは一・二年分たまつておるか ら、今提出をすれば一・二年後に初め てその審査に着手する、こういうこと になるわけでありまして、従つて審査 期間を入れるとこれが二年というふう になるかもしれません。ですが、とに かく長官の答弁では、パリ同盟条約の 優先権出願主義の建前からいって、こ れは一・二年ぐらいいいところであ つて、これを半年ぐらいに縮めてし まうと弊害がある、こういう答弁がご ざいました。周知の通りありませんか。

○井上政府委員 お答え申し上げます。 この出願処理の書き方が非常に粗 漏でございまして、誤解を与えており ますことを大へん恐縮に存じますが、 一・二と書いてございますのは一年二 カ月というつもりでございます。三と 申しますのは三カ月というつもりでござ います。きわめて不親切な書き方 になつておつて恐縮でございます。た だいま御質問の点につきましては、出 願から審査に着手までの期間ではござ いません。で、われわれの計画として しては、審査の終了までを一年二カ月 というふうに計画として考えておるわ けでございますが、この計画の作り方 として、ここに書きましたよう に、必ずしもその点から申しまして、 正確とはいへないかと存じますが、 われわれの計画を作りました気持、目 標としては、一年二カ月で着手で なくて、審査の終了までの期間として、 われわれは考えておるわけございま す。

○板川委員 そりうことになりました か、この計画によりまして、四十一年 に十六万六千九百六十九件未処理件数 が残る、一年間の処理能力が十四万四 千六百七十件である、従つて順序を とつていきますと、一年二カ月たな いと、この月に出されたものを審査に 着手できないということになるのじや ないですか。

○井上政府委員 未処理件数と書いて ございますのは、審査に着手しないも のだけではございませんで、審査に着 手しませんでした審査の途中である、 言いかえれば審査の終了には至つてい ない、そういう件数がこの未処理件数 という中に含まれているというふうに 御了解願いたいと思います。

○板川委員 それで一・二年分という のはわかりましたが、同じ理由で意匠 と商標に対して三カ月で処理をする、 こういう計画書が出されております。 パリ同盟条約の四条の丙に「意匠又ハ 難形及製造標又ハ商標ニ付テハ六月ト ス」こういうふうに同じ優先期間でも 発明及び実用新案については十二カ 月、意匠商標等においては六カ月とい うふうに同じ条項に書かれております が、そうしますと論旨が一貫しないの じやないですか。特許関係では一・二 年、これは一年の優先期間があるから 一年以上たないと許可したものをあら とから発明があつたといふことで取り 消されることがある。そういうことが ないように一年以上はやむを得ない、 とういう御説明でありますから、その 議論でいきますと、意匠と商標につい てはその議論が成り立たない、どうい うわけでしょうか。

○井上政府委員 きわめてごもつとも な御指摘の点と存じます。商標と意匠に つきまして優先権主張が六カ月になつ ておる。すなわち六カ月の過渡的効力 が認められているという点から、特許 実用新案と同様に考えていいのではな いか。従つて三カ月、三カ月と意匠商 標について審査の短期の目標を三カ月 に置くということは、優先権主張との 関係において、どう考えるかという御 質問でございますが、この点につきま しては、商標の方から申し上げますと、商 標というものの事柄の性質上、外国人

が使っている商標について、日本にも登録の出願をするわけでございますけれども、これは優先権主張を伴わないのが普通でございます。すなわち通常の出願として、わざわざ優先権主張という効力を随伴させないで出願してくるのが通常でございます。そういう関係で今申されましたような御懸念の点は商標についてはございません。それから意匠につきましても先般お配りいたしました資料をごらん願いたいと存じますが、三十三年の意匠の出願件数について申しましても、全体の

も、そのきわめて数少く起る場合を前提として、意匠の審査の目標を六カ月というふうにおくらせることの影響と申しますか、実害の方が大きいと考えられるわけでございます。

○板川委員 長官にそのことでもう一ぺんはつきりお伺いしたいのですが、特許と実用新案で私どもその点がわからないのですが、十六万六千九百六十九件、そのあとにたとえ一件提出したとしますね。その年度のあと翌日一件提出したといたします。そうすると処理能力が一年間に十四万四千六百七十件ですか、これは手がけてあるのももろろんあります。しかし平均して大体十四万何千が処理能力がないのですから、そうすると審査が出願日の順序によつて行方ということになれば、やはり手をつけるのが一年二月月後でなければ新しい出願に対して取り上げることができないのじゃないですか、現在取り上げておられるかもしれないが、これから新しく十六万六千九百七十件目のものは一年二月月たないで取り上げることができないのじゃないですか。

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

○板川委員 もう一つお伺いしたいのですが、長官はこの間の私の質問のときに、外国の審査事情について答弁されました。そしてアメリカ等先進諸国でも大体日本と大差のない審査状況を示しており、審査期間を要してある、こういう説明をされました。ところが特許庁が三十四年三月二日付で資料を配付されております。そのあとで私これを見たのであります。この資料によりまして、「特許庁職員による外国特許庁視察報告の概要」という資料の三ページに載っておりますが、各国における審査処理はわが国に比べ大幅に短縮されており、出願から審査着手までの所要期間は平均六カ月、これは英国、八カ月、米国、西ドイツ、従つて出願から審査の終結まで一年内外というものが最近の実情である、こういう長官の報告が出ておりますが、先日の長官の答弁はどういうことになりましたか。大体三年ぐらいかかるのが普通だ、こう言われておったのですが、どちらがほんとうですか。

○井上政府委員 先日お答え申し上げました私の気持は、三、四年前におきましては、日本と各国とも同様な悩みを持つておつて、審査の停滞、遅延というものには非常に顕著であつた、その当時におきましては、日本と外国との間にその大きな違いはなかつたが、各国がその後審査の促進計画を作りまして、着々とその計画の具体化、実現を進めて参つておりますので、われわれとしましては、今後各国並みに追いつくか、あるいは各国との開きが大きくなるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

○板川委員 そうすると意匠と商標の場合、三カ月ないし四カ月で登録の処理をしても、あとでそういう心配は起らないということですか。

○井上政府委員 商標については全くないと思つていいかと存じます。それから意匠につきましては、従来はほとんどなかったと思つては、今後は理論的にはあり得るかと思つて存じ

○板川委員 長官にそのことでもう一ぺんはつきりお伺いしたいのですが、特許と実用新案で私どもその点がわからないのですが、十六万六千九百六十九件、そのあとにたとえ一件提出したとしますね。その年度のあと翌日一件提出したといたします。そうすると処理能力が一年間に十四万四千六百七十件ですか、これは手がけてあるのももろろんあります。しかし平均して大体十四万何千が処理能力がないのですから、そうすると審査が出願日の順序によつて行方ということになれば、やはり手をつけるのが一年二月月後でなければ新しい出願に対して取り上げることができないのじゃないですか、現在取り上げておられるかもしれないが、これから新しく十六万六千九百七十件目のものは一年二月月たないで取り上げることができないのじゃないですか。

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

なるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

○板川委員 長官はこの間の私の質問のときに、外国の審査事情について答弁されました。そしてアメリカ等先進諸国でも大体日本と大差のない審査状況を示しており、審査期間を要してある、こういう説明をされました。ところが特許庁が三十四年三月二日付で資料を配付されております。そのあとで私これを見たのであります。この資料によりまして、「特許庁職員による外国特許庁視察報告の概要」という資料の三ページに載っておりますが、各国における審査処理はわが国に比べ大幅に短縮されており、出願から審査着手までの所要期間は平均六カ月、これは英国、八カ月、米国、西ドイツ、従つて出願から審査の終結まで一年内外というものが最近の実情である、こういう長官の報告が出ておりますが、先日の長官の答弁はどういうことになりましたか。大体三年ぐらいかかるのが普通だ、こう言われておったのですが、どちらがほんとうですか。

○井上政府委員 先日お答え申し上げました私の気持は、三、四年前におきましては、日本と各国とも同様な悩みを持つておつて、審査の停滞、遅延というものには非常に顕著であつた、その当時におきましては、日本と外国との間にその大きな違いはなかつたが、各国がその後審査の促進計画を作りまして、着々とその計画の具体化、実現を進めて参つておりますので、われわれとしましては、今後各国並みに追いつくか、あるいは各国との開きが大きくなるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

○板川委員 もう一つお伺いしたいのですが、長官はこの間の私の質問のときに、外国の審査事情について答弁されました。そしてアメリカ等先進諸国でも大体日本と大差のない審査状況を示しており、審査期間を要してある、こういう説明をされました。ところが特許庁が三十四年三月二日付で資料を配付されております。そのあとで私これを見たのであります。この資料によりまして、「特許庁職員による外国特許庁視察報告の概要」という資料の三ページに載っておりますが、各国における審査処理はわが国に比べ大幅に短縮されており、出願から審査着手までの所要期間は平均六カ月、これは英国、八カ月、米国、西ドイツ、従つて出願から審査の終結まで一年内外というものが最近の実情である、こういう長官の報告が出ておりますが、先日の長官の答弁はどういうことになりましたか。大体三年ぐらいかかるのが普通だ、こう言われておったのですが、どちらがほんとうですか。

○井上政府委員 先日お答え申し上げました私の気持は、三、四年前におきましては、日本と各国とも同様な悩みを持つておつて、審査の停滞、遅延というものには非常に顕著であつた、その当時におきましては、日本と外国との間にその大きな違いはなかつたが、各国がその後審査の促進計画を作りまして、着々とその計画の具体化、実現を進めて参つておりますので、われわれとしましては、今後各国並みに追いつくか、あるいは各国との開きが大きくなるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

○板川委員 長官にそのことでもう一ぺんはつきりお伺いしたいのですが、特許と実用新案で私どもその点がわからないのですが、十六万六千九百六十九件、そのあとにたとえ一件提出したとしますね。その年度のあと翌日一件提出したといたします。そうすると処理能力が一年間に十四万四千六百七十件ですか、これは手がけてあるのももろろんあります。しかし平均して大体十四万何千が処理能力がないのですから、そうすると審査が出願日の順序によつて行方ということになれば、やはり手をつけるのが一年二月月後でなければ新しい出願に対して取り上げることができないのじゃないですか、現在取り上げておられるかもしれないが、これから新しく十六万六千九百七十件目のものは一年二月月たないで取り上げることができないのじゃないですか。

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

○板川委員 もう一つお伺いしたいのですが、長官はこの間の私の質問のときに、外国の審査事情について答弁されました。そしてアメリカ等先進諸国でも大体日本と大差のない審査状況を示しており、審査期間を要してある、こういう説明をされました。ところが特許庁が三十四年三月二日付で資料を配付されております。そのあとで私これを見たのであります。この資料によりまして、「特許庁職員による外国特許庁視察報告の概要」という資料の三ページに載っておりますが、各国における審査処理はわが国に比べ大幅に短縮されており、出願から審査着手までの所要期間は平均六カ月、これは英国、八カ月、米国、西ドイツ、従つて出願から審査の終結まで一年内外というものが最近の実情である、こういう長官の報告が出ておりますが、先日の長官の答弁はどういうことになりましたか。大体三年ぐらいかかるのが普通だ、こう言われておったのですが、どちらがほんとうですか。

○井上政府委員 先日お答え申し上げました私の気持は、三、四年前におきましては、日本と各国とも同様な悩みを持つておつて、審査の停滞、遅延というものには非常に顕著であつた、その当時におきましては、日本と外国との間にその大きな違いはなかつたが、各国がその後審査の促進計画を作りまして、着々とその計画の具体化、実現を進めて参つておりますので、われわれとしましては、今後各国並みに追いつくか、あるいは各国との開きが大きくなるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

特許行政に対して非常に積極的に未処理件数を早く解決していく、こういう状態であるときに、今度こういう特許法などの関係法を改正して、料金を倍にして、とにかく四億一千万かのうけをして、また参議院においては画期的な処理方針の計画を立てる、こういう決定を受けた後、長官としていろいろ諸外国に準じた画期的な処理方針というものを持たないのは、私はどうもその積極性が疑われるのですが、どういふことで今まで通り八年も七年もたなければ短縮できないのですか。

○井上政府委員 最近の英米独等の状況は、今申されました通りに、審査の終結まで大体一年内外と申します。米国の場合は、今申しますれば八カ月計画でございます。一年三カ月ないし一年四カ月くらいという程度で審査の終了を見ておる、かように考えてよいかと存じます。われわれとしましては、前から、一昨年でございまして、特許行政促進措置要綱というふうな要綱も決定しまして、自來着々審査、審判を通じての促進に努めて参つた次第でございますが、われわれの努力が十分でございまして、人員の増加という点につきましては、特許庁の希望通りの人員の確保ができなかつたという点につきましては申しわけなく存じております。現在ないし今後の問題として、今般この法律改正の機会に審査、審判促進計画を新規に作りまして、先刻申されましたように、今後八カ年くらい計画でもつて着々事態の改善に邁進して参りたい、かような考えでございます。

○板川委員 長官にそのことでもう一ぺんはつきりお伺いしたいのですが、特許と実用新案で私どもその点がわからないのですが、十六万六千九百六十九件、そのあとにたとえ一件提出したとしますね。その年度のあと翌日一件提出したといたします。そうすると処理能力が一年間に十四万四千六百七十件ですか、これは手がけてあるのももろろんあります。しかし平均して大体十四万何千が処理能力がないのですから、そうすると審査が出願日の順序によつて行方ということになれば、やはり手をつけるのが一年二月月後でなければ新しい出願に対して取り上げることができないのじゃないですか、現在取り上げておられるかもしれないが、これから新しく十六万六千九百七十件目のものは一年二月月たないで取り上げることができないのじゃないですか。

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

○井上政府委員 先日お答え申し上げました私の気持は、三、四年前におきましては、日本と各国とも同様な悩みを持つておつて、審査の停滞、遅延というものには非常に顕著であつた、その当時におきましては、日本と外国との間にその大きな違いはなかつたが、各国がその後審査の促進計画を作りまして、着々とその計画の具体化、実現を進めて参つておりますので、われわれとしましては、今後各国並みに追いつくか、あるいは各国との開きが大きくなるかは、そういう計画の樹立と実行の問題ににかかつてあるということ

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

○板川委員 長官にそのことでもう一ぺんはつきりお伺いしたいのですが、特許と実用新案で私どもその点がわからないのですが、十六万六千九百六十九件、そのあとにたとえ一件提出したとしますね。その年度のあと翌日一件提出したといたします。そうすると処理能力が一年間に十四万四千六百七十件ですか、これは手がけてあるのももろろんあります。しかし平均して大体十四万何千が処理能力がないのですから、そうすると審査が出願日の順序によつて行方ということになれば、やはり手をつけるのが一年二月月後でなければ新しい出願に対して取り上げることができないのじゃないですか、現在取り上げておられるかもしれないが、これから新しく十六万六千九百七十件目のものは一年二月月たないで取り上げることができないのじゃないですか。

○伊藤説明員 数字になりますので私から御説明させていただきます。この統計は御承知のように特許の処理は非常に手続的である時間的な経過をもつて処理されるものでございますが、この統計は最終処理の段階で押えておるわけでございます。従いまして実際の考え方をいたしましては、その着手は常にすれて観念されておるわけでございます。これは最終処理の段階で表わしておるものでございますから、従いましてただいま板川先生の御質問のうちに、このあとに一件提出された

いう御指摘でございますが、われわれとしましては、実問題として、人員の増加あるいは審査官、審判官の実力の涵養向上、それから審査、審判に要するいろいろな環境の改善、資料の充実整備、そういうような問題に着実に改善して参りますには、やはり各国の例に倣しまして、こういう数カ年を要する計画というものは必要であると考える次第でございます。本年度の歳出予算の面では、われわれの要求を十分達成するには遠かったという事は、われわれとしてはまことに残念に考えておる次第でございますけれども、米年度以降の問題としましては、今般の料金改訂の問題も十分大蔵当局の方で考慮しまして、米年度以降は人的物的の行政能力の拡充強化につきまして最善の努力を尽して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○板川委員 米年度以降という、米年度からこの法案を改正実施という事になりますと、法案の成立は少し延ばして、来年でもいいじゃないかとにかく予算の充実は待たないと、この計画というものは何に進まないじゃないかと思うのです。

そこで、特許行政の根本的なあり方というんですか、特許庁が通産省にくっついておるといふことが、どうも特許行政が積極的にならない原因じゃないかという感じが私はいたします。発明奨励に關する政府の機関というのは、科学技術庁もありますが、科学技術庁と特許庁の職務の分野といふんですか、行政の分野は現在どういふふうになっておるのですか。

○井上政府委員 言うまでもなく特許庁は工業所有権制度の施行実施に關する事務を担当しておるわけでござい

ます。他方科学技術庁は、一そう広範な科学技術に關する行政を総合指導する官庁として存在しておるわけでござい

てやられる方が、どうも私は特許行政のためにいいのではないかと思うのですが、これに対して長官の見解いかがですか。次官でもけっこうです。

○井上政府委員 工業所有権に關しましてのこの制度というものは、申すまでもなく日本では特許、実用新案、意匠、商標と四本の構成になっているわけでございします。これは世界各國大體共通の制度でございします。このうち意匠あるいは商標というふうな事項につきましては、これはむしろ科学技術には關係がないわけでございします。これは産業行政、通商行政に特に非常に関係が深い分野であることは言うまでもないわけでございします。この特許庁の事務分掌、あるいは人的構成その他いろいろな点から申しまして、あるいは法制の關係等から申しまして、特許、実用新案、意匠、商標が四本立てで、四位一体として運営して参りますことは、最も適當であるわけであります。そういう意味から、これは特許、実用新案、意匠、商標を通じて、こういう制度に対する施行の義務は、通商産業省において担当することが最も適當である、かように考えるわけでございします。なおまた外國の例としましても、工業所有権に關する事務、言いかえれば特許庁ないし特許局といふものは、ドイツが司法省に屬して、す以外は、英、米、仏、伊等、各國全部商務省または通商産業省に屬しておるといふ点から申しまして、特許行政の施行というものが、通商産業行政と密接不可分のものであるということでは明らかであらうかと考える次第でございます。

○板川委員 そういふ特許行政のあり

方等については、いずれ大臣が参りましたときに、また別の角度から質問したいと思ひます。

そこで私は本日は法案の八十三条からなる不実施の場合の取り消しの問題、この点と特許法の關係を一点だけお尋ねをしたいと思います。

特許法八十三条から九十一条の間で、これは従来の現行法の四十一条、四十二条關係が變つておりますが、これはどういふふうに変つたんですか、變つた根本というのを長官から簡単に説明願ひたいと思ひます。

○井上政府委員 現行法の四十一条、四十二条は不実施の場合における強制実施の規定でございまして、本法案の八十三条との違ひでございしますけれども、これは従来と比べて、手続が現行法では、特許庁長官は利害關係人からの請求によつてその実施権を認めるといふことができる、かように簡單になつておるわけでございしますが、今度の改正法案では、順序としまして、今に特許庁長官の方で行政処分を行ふといふことよりは、やはり關係当事者間の協議に待つ、すなわちある特許者間の協議を見ていない、不実施であるといふような場合に、この特許発明の実施を希望する者が別にあり、この場合は、特許庁長官の許可によりまして、その権利者に対して通常実施権を認めたらうといふ協議をするといふのが第八十三条の第一項の規定でございします。そして第二段としまして、協議ができない、または成立しないといふ場合に初めてその特許発明の実施をしようとする者が、特許庁長官の裁定を求めることができるというふうに、その順序を一応当事者間の協議

という段階を通した方がよろしい、かように考えまして今回これを改めたわけでございします。もちろんこの長官の裁定につきましては特許発明実施審議会の意見の聴取を要する。そして八十五条の第二項としまして、その特許発明の実施がなされていらないことについて正当な理由があるといふような場合には、特許庁長官は裁定することができないういふふうな、両当事者間の公正な利益というものを十分慎重に考慮に加えるといふような点をここに規定した次第でございします。

もう一つの問題は、第四十一条の二項及び第四十二条にもございしますが、その第四十一条の二項で特許の取り消しを行ふという制度が従来ございしたのを、新法案ではこれをやめることにいたしました次第でございします。

○板川委員 結局この四十一条、四十二条と今度の八十三条から九十一条の間の差といふのは、従来特許権の取り消しをすることができたのを取り消しをしないということが變つた根本じゃないですか。

○井上政府委員 その点と、それからもう一つ今申しました手続について詳しくしたといふことでございします。

○板川委員 工業所有権制度改正審議会答申説明書がございしますが、この審議会の答申では、第四十一条の実施権の許すおよび特許の取消の權限について、審判に屬せしめるべきであるという意見は従来から一部の學者によつて唱えられたところである（たとえば清瀬氏）といふことから説かれて、「現行法は許すまたは取消にあたつての手続規定が不十分と思はれるので立法の際にはそれらを整備すべきこととし

た。たとえば、最近の他の立法例においてみられる如く処分をしようとするときは、当事者および利害関係人の出頭を求めて公開による聴聞を行い、そこにおいて証拠を提示し、意見を述べる機会を与える、「こういうふうに答申案では特許の取り消しに対しては手続を明確にしろ」という提案をされておるのです。ところがその手続はなるほど幾らかしたようではありますが、大事な取り消しを削除してしまつた。なぜこの特許の取り消しをこの改正案では削除したのですか、その根本的な考え方、これをお伺いしたい。

○井上政府委員 特許権は言うまでもなく新しい発明を通していわゆる産業技術の発展ひいては社会の進歩に寄与貢献するその代償、報酬としまして与えられる特典でございます。そういう特典でございますので、特許権というものではできるだけ尊重保護されなければならぬ、かように考える次第でございます。従来特許法上この特許権につきましての取り消しという制度があつたわけでございますけれども、四十条等でもあるわけでございますが、こういうふうな四十条等の、かりに公益的な必要に基く場合について考えましても、特許権が生れました趣旨というものが、ただいま申しましたように、産業技術の発展、社会の進歩にその新しい発明を通して寄与した、その功績に対する代償、報酬である、かように考えますと特許権を尊重する必要がある。ですからこういう場合におきましても特許権を取り消してこれを抹殺してしまふという必要は必ずしもないのでございます。必要な向きにその強制実施というふうなことを認めまし

て、その特許発明の内容を実現する、実施使用を認めていくということでもつて、必要にしてかつ十分であらう、かように考えた次第であります。そういうわけで従来のような考え方でなく、特許権尊重という考え方、もう一つは一般の利益擁護、そういう両者の調和点としまして、強制実施という制度でもつて必要にしてかつ十分である、かように考えた次第でございます。

○板川委員 私も發明者なり特許權者がその特許權を正当に使用することについて文句を言うわけではないのです。しかし往々にしてその特許權を亂用する、それがかえつて特許權制度の科學産業の發展に寄与するという根本目的に相反するといふ事例があると思ふ。そこで取り消し制度を現行法は認めておると思ふのです。長官はよくパリ同盟条約について引用されておりますが、このパリ同盟条約の第五条によつて不実施、不使用の制裁ということが規定をされております。五条の甲の二ですが、「各同盟國ハ特許ニ依リ与ヘラレタル独占權ノ行使ヨリ生ズルコトアルベキ濫用例ヘバ不実施ヲ防止スルニ必要ナル立法的措置ヲ執ルコトヲ得ベシ」、三として「右措置ハ強制實施ノ許与ガ右ノ濫用ヲ防止スルニ充分ナラザル場合ニ於テノミ特許ノ失權ニ付規定スルコトヲ得ベシ」、こういうふうに特許の失權をしてもよろしいという亂用防止の規定を設けてあるのですが、こういう特許權の取り消しについてはパリ条約同盟國ではどういう傾向ですか。その傾向はやはり特許のこういう同盟条約の条文があるにかかわらず取り消し制度を廢していくといふ方向ですか、その点をお伺いします。

○井上政府委員　非常に重要な点につ
きましての御指摘でございますが、昨
年十月にリスボンで開催になりました
工業所有権保護同盟の条約改正会議に
おきまして、この点は議論になった
点でございます。世界の大勢は矢権
を認めない、取り消し制度をやめると
いう考え方でございます。もう少しで
この条約のこの部分が改正になるとこ
ろでございましたけれども、少数国の
反対によりまして従来通りこの規定は
残ることになったわけでございます
が、この制度自体につきましてはた
だいま申しましたように、大体世界の
多数といえますか、大勢としましては、
許についての取り消し制度あるいは失
権制度というものはむしろ行き過ぎ
であって、強制実施という方法でも
必要にしてかつ十分である、そういう
考え方がほとんど支配的でございます
た。

○板川委員 このバリ同盟条約第五条も失権を原則としておるのじやないのですね。それは強制実施で、しかもそれでも乱用防止が十分でない場合には、最後の手段として失権について規定することはよろしい。そうして次の第四項で「如何ナル場合ニ於テモ強制実施ノ許与ハ特許ヲ受ケタル日より起算シテ三年ノ経過前ニ於テハ之ヲ請求スルコトヲ得ザルベク且右強制実施ハ特許権者が正当ナル弁明ヲ為サザル場合ニ於テノミ之ヲ許与スルコトヲ得ベシ」特許ノ失権又ハ取消ノ訴ハ最初ノ強制実施ノ許与ヨリ起算シテ二年ノ経過前ニ於テハ之ヲ提起スルコトヲ得ザルベシ」といふにありまして、最初から取り消しを天上段に振つかぶつていけ」といふことは言っていない。そう

して世界各國でこの取り消し廃止の方向にあるというのが、最もこゝろいふ事例については保守的だといふイギリスにおきましては、一九四九年の特許法の改正で取り消し制度を新たに設けたという例もあります。それからカナダにしても、あるいはフランスにしても、西ドイツにしても、取り消し制度というものが独禁法との関係の見合ひにおいてあると思うのですが、日本だけ取り消しをしないのは、私は現状からいって世界的な方向ではない、こゝろ思うのですが、この点どうですか。

○井上政府委員　先刻申しました通り、先般十月のリスボンにおきましての条約改正会議では四十数カ国が出席して参つた次第でございますけれども、この会議を通じてこの点につきましたの論議は、ただいま私から申し上げました通り、むしろこういふ不実施の場合あるいは公益上の理由の場合につきましても強制実施ということでもつて必要かつ十分である、取り消しとか失権とかまでいくことはむしろ妥当でないということとは、少くとも最近のそりいう会議におきましての多数の空気でございます。

○板川委員　そいう点ではどうもこの法律改正の根本的なあり方といいますか、一部ではそいう声はあるが、まだ世界がそれに踏み切っていないとき、日本だけが率先して踏み切つてしまふ、またある一面においては従来の古い形を残しておる、こゝういふ点がどうも今度の特許法の改正は、悪く言えば精神分裂的に、一面においては世界各國の傾向がこゝだからその改正方向をたどる、一面において従来の古い、日本の後進國的な保護的な

面を残しておる、宙ぶらりんになっておるといふ批判を受けるのじゃないかかと思うのですが、私は根本的には特許権の取り消しの考え方は、この答申案に説明されておるように、手続規定を強化する程度でいいんじゃないか、あつてもいいんじゃないか、こう思うのです。それはどうかという、長官も御存じと思うのですが、最近大企業ではお互いに特許課というのを置いてありまして、そうして同業者、競争業者とお互いに内容を情報し合つて、おれの方でこの特許権をかかえておつて君の方を刺激しないから、向うもこつちの特許権を持つておる場合は、そのの特許権を実施しない、お互いに協定をして価格の維持なりをはかつていく、こういう場合があるのです。要するに特許権を持つておつてそれを実施しない、こういうことで独禁法違反としない、こういうこととおる者が多いと思うのですが、そういう者に対しては、私はやはり最終的にはこれを取り消すことができない法文があつた方がいいのじゃないか、こう思うのですが、これに對して長官のお考えはいかがですか。

○井上政府委員　二点について申し上げたいと思います。最初に申されました点につきましては、世界の大部分がそうであるから追隨して日本も失権制度、取り消し制度をやめたという考え方ではございませんで、われわれとしてわが国の特許法、特許の制度として考えました場合に、今申しましたような理由で、特許権というものが生まれた趣旨が、社会に貢献したその報酬として認められたものである、そういう点に着目しますれば、特許権とい

るものは、あくまで尊重、保護される必要がある、そういうことを考えつつ、一方同時にその特許発明の内容の具現、実施という点については世の中の要求があるわけでございますので、その両者の要請を二つながら満たす道としましては、強制実施を命ずるといふことでもって、必要にして十分その目的を達成し得る、かように考えたわけでございます。そういう見解に同調すると申しますか、世界各国も同じような考え方を最近だんだんととりつたという点を、傾向として申し上げた次第でございます。

それから次の問題といたしましては、最近の傾向としまして、私どもは特許発明の不実施による弊害が、産業界においてより大きくなりつつあるといふふうには考えていないわけでございます。もし今後そういうような事態があつたとしても、繰り返して申しますが、この発明の内容を實現する、その発明を利用させる、希望者に使わせるというところで十分でございます。その中で、そういう場合にはこの新法案の八十三条の規定の活用等によりまして、これに強制実施を命ずるといふことでもって十分一般の利益の要求するところに沿うて参りたいと考えておる次第でございます。

○板川委員 私、例をあげて申し上げたいと思いますが、この例が適切であるかどうかというところはわかりませんが、たとえば酒と前に協和醸造という会社で、味の素を作る新しい方式の特許をされました。ところが協和醸造が特許権を持ったが、これによると非常に安く味の素ができて、味の素を高く作つておる従来の味の素の会社が困

るといふことで、特許権を譲り受けてこの特許を使わない、こういうことで、国民には高い味の素を売りつけておる。こういうこともあるものでありますが、これは一つの例であると思う。こういうことが各会社間に行われておるといふことは、これは特許権の目的に反するのじゃないですか。こういうような場合、特許権を実施しないときには――實際は宣言的な規定かもしれないと思うのです、取り消すというよりなことは万々あるはずはないのでございませう。しかしそういう場合には、やはり最終的には取り消し制度があつていいのじゃないかと思うのですが、この点についてお考えはいかがですか。

○井上政府委員 今御指摘の会社につきましても、グルタミン酸ソーダの新しい製造に関する発明の問題であらうかと存じますが、この点につきましてもその特許権をめぐりまして関係の業者間に、たゞいままだ紛争が係属中でございませうから、今板川委員の申されたような事情、すなわち安くグルタミン酸ソーダが作られる新しい方法が発明されたにもかかわらず、関係業者間の話し合いによつてそれが用いられないで、高いグルタミン酸ソーダが供給されておつて、一般公衆の利益を害しておるというふうな事実は、私はまだ聞いていないのでございまして、そういう事実はないと思ひます。しかしながら本件に限らず、もし今後の問題としまして、そういうふうな特許発明の不実施によつて、より一そう大きな利益を害するような事態が生じた場合には、繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、われわれ

としてはすぐこれを取り消すとかいふことの必要はないわけでございます。今申しましたそういう新しい方法の発明というものは、公表されることによつて、すでに技術の研究上あるいは産業の発達上、有形無形の非常な利益を与えているわけでございます。その代償としての特許権でございます。その特許権は一応尊重しながら、同時に一般公益を害することのないようにというところで、その当該特許権について強制実施を命じていく。そして希望者、その特許発明を実施しようとする者につきまして、具体的ケースについて政府の命令で強制実施を命じていくというところで、目的は達成し得る、かようにわれわれとしては考えておる次第でございます。

○板川委員 改正案の考え方は、先ほど長官も言いましたが、とにかく通常実施権を与えます、こういうことにならう。三年以上の特許権を持つて実施しないときは、新たに実施しようとする者が長官の許可を受けて実施権の許諾協議をするのだ、協議がととのわないときは裁定を請求をする。長官は相手方に通知をして、それに対する答弁書を意見を出させる。そして審議会の意見は、これは条件を定めて裁定を下す。通常実施権者が再びその実施をしないときは、職権によつて裁定を取り消すことができる。裁定を取り消すと、特許権と専用実施権は残ると思ふのです。結局もとの権利者に権利は残つておるということになります。そういうことで、もしこの通常実施権を受けた者が、今度は権利を持つておる者に買取をされた場合は、實際は特許権を

実施しないでいく、こういう例があると思ふのです。そういう場合はこの改正案では権利の乱用に對する罰則といふことがないのです。だからそういう場合もあるから、とにかく最終的には現行法にもあるように、特許権の取り消しをやはり残しておくべきではないか。そうでないと――発明家を保護することは当然であります、しかし独占の上にあらうをいいて、発明の目的を果さない乱用者に対してはそうあるべきだと思ふのです。

それでもう一つ次にお伺ひしたいのは、最近外国からの日本国内における特許が非常に多くなつておるといふことは、長官もしばしば説明された通りであります。それは、外国の特許権者が、たとえば自分の国で特許をとつておると、それが日本が採用すると、アメリカ市場における西ドイツのカメラと、日本のカメラが競合してどうも工合が悪いといふことで、たとえば西ドイツのそういう関係者が日本に来て、これまでの特許をとつてしかも実施をしないでおる。こういうことがあり得ると思ふのです。これは西ドイツの例です。それから、これはアメリカの例で、最近各地でアメリカの資本がそういう技術提携や何かで日本に来て、そういうようなこともあり得ると思ふのです。そういう日本に特許権をとつておいて実施をしないでおる。そういうことはあり得るでありまして、こういうものに對してはやはり最終的に取り消し制度があつた方がよい、こゝろ私は思ふのですが、この点はいかがですか。

○井上政府委員 二つの点につきまして申し上げます。第一は裁定があつた後、その強制実施権を受けた者が実施をしないというふうな場合は、やはり権利者というものは最初の特許権者のみに帰するのではないかと、そういう弊害が生じた場合にはどうするかという御質問であつたかと存じますが、やはりこの場合におきましては、この八十三条の規定によりましての発動というものは、これは何回でもあらうでございませう。それから、別の業者からまた要求があつた場合には、この規定によりまして強制実施を命ずるといふことができるわけでございます。

それから第二の問題といたしまして、最近外国人の出願が非常に多い、そういう外国人の出願があつて権利が認められた場合に、日本では権利だけとつておいてこれを実施しない、そういう弊害があつた場合にはどうするかというところでございませう。こういう場合にはこの特許技術というものを日本の関係業者に使わせることが、むしろ適當であるといふふうに認められました場合には、関係業者からの要求によりまして、この法律で定められております手続、順序を踏んで、日本の関係業者に對しまして、その外国人が持つております、不実施の状態にある特許権について強制実施を命ずるといふことでもって、そういう弊害は防止していくということが可能であらうと考えています。

○板川委員 それではその点について法文上、九十条を見ていただきたいのですが、「通常実施権の設定を受けた者が適當にその特許発明の実施をしないときは、こゝろいふことがあります。現

とは、今度の特許法の改正によりまして先ほど特許庁長官が申しましたごとく、特許権そのものの取り消し制度が廃止せられたという事に伴ひまして第百条の一項第一号が削られるわけでございます。その際に第二号のみを残す改正もできないわけではございませんけれども、第二号のみを残すことにいたしますと、第百条全体の全文改正という形になりまして、その結果としても実質上現在ほとんど法制的に意味をなさない規定を残すために第百条の全文改正をやるよりも、実質上意味がないものであれば、百条の削除ということが法制上適當であるというふうに關係の行政機關の方では考えたのであります。

それからついでに先ほどの諸外國の立法例のごときでございますが、この独占禁止法の中に特許権の取り消しの制度を規定しておる国は、現在の例といたしまして、わずかにカナダがあるだけでございます。独占禁止法制として最も世界的に完備しておるといわれておりますアメリカでも特許権の取り消し制度はございせん。なぜそういふことになつておるか申しますと、独占禁止法でも第七条とか第八條の二、第二十條等にごさいます排除措置によりまして制裁としての——制裁と申しますか、独占禁止法違反の事態をなくするための措置は十分にとれるといふことが一つございまして、むしろ問題とするならば特許権よりもっと問題にすべき権利がある、たとえば株主権の行使を通じて私的独占をはかるというふうな事例も十分に考えられるのであります。そういう制度とのつり合ひ上も考へて、各国とも独占禁

止法の中に特許権の取り消しという制度を設けていないのではないかと私どもは考へております。

○板川委員 諸外國の例ですが、カナダの独占法では三十條で取り消しをすることができるようになつておりますね。ところがアメリカではないと言いますが、しかし裁判所は特許権実施許可の命令を出して、だれでも無料でそれを利用できる、こういう裁判所による指示なり判例なりというのがあるのです。だから結局アメリカだつてあると同じであります。その点はいいとして、この特許権と独占禁止法の關係ですが、國際的にはたとへば抱き合せ契約というのがありますね。イーストマン・コダックのカラー・フィルムを、フィルムは定規が、一緒に現像までおれの会社でなければ定規らない、こういうことで特許権を利用して現像まで制約してしまふ。これはたとへばアメリカでは独占法の適用によつてフィルムは販売と現像とは分離され、その結果現像が今までよりも安く、中小企業者の手によつて早く行われるようになった、こういうこともあります。それから包括的特許実施契約といつて、特許権を通常実施権者と契約する場合、この特許権のほかに関係のないものまで一緒に一つ買つてもらいたい、こういうふうな契約がアメリカなんかではあるやうであります。これが日本との關係がよいとは私言いませんが、それから拘束条件付契約といつて特許権には關係ないけれどもこれは特許権を譲るから、そのかわりこういふものはおれの方の言ふことを聞きなさいというやうなことがあつて、いずれも独占法の違反である、こ

ういふことをアメリカではいわれておるのです。日本の独占法は、アメリカの独占法の系統を引いておると私は思うのですが、それから大企業相互で先ほど申しましたようにパテントを相互に利用し合ふ、お互いに使用しないことを約束したり、競争しないように協定をしたりすることも独占法の違反であるといふことがあつて、しかもこれは國際的に行われております。それでハバナ憲章では、國際反独占法である第五章の四十六條で、國際的な特許権の乱用によるカルテル禁止を規定しておるのです。そういうものに独占法が法と特許権の乱用というものが非常に國際的にも問題になつておると思ふのです。従つて私はそういうやうな特許法を改正するときに独占禁止法まで、これは大して關係ないからといつて一緒に引きがけの駄賃に改正をしていく、こういう態度は私はどうしても納得できないのであります。

この点は參議院においては阿部委員が何か質問をされて、長官のすれ違ひ答弁によつて、ちよつと首を曲げながら、どうもおかしいと言ひながら腰かけて、それを打ち切つてしまつたやうに思ふのですが、この点私としても不勉強です。少くも少し勉強して——まあ引きがけの駄賃に独占法まで改正するといふのは、どうしても納得できませんから、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

以上で一応私の本日の質問は終ります。

○長谷川委員 松前重義君。松前委員 私はあまり独占法について詳しくないのですけれども、少ししうろろと質問をしてみます。

特許の手数料の値上げをすることによつて、特許の出願件数があまり多過ぎるから、その粗製乱造を防いでこれを選択して、いいものだけが特許出願されるようになる。特許庁はそれだけ楽になる、こういうふうな御説明があつたのであります。私はこの特許手数料の値上げというのによつて、必ずしもそういうふうにはならないと実は思ふのです。たとえば大学の教授とかあるいは研究所の研究者、あるいは研究所でも個人で細々とやつている発明発見等の出願に対して、相当な重税が課せられるということになると、これは貧乏人にはなかなか出願はできない。幾らいい着想があつても、またいい研究成果が生まれても貧乏人は出願できない、こういう結果になりまして、いわゆる財閥の經營者、大企業の特許とか、あるいは豊かな財政状態の特許出願、こういうものはどんどん出てくる。こういうふうにしたしまして、ますます國民全体の利益を阻害して少數の人の利益を擁護する、こういう結論に迫り込まれるおそれがあると思ふのであります。これに對して一つ特許庁の見解をまず伺ひたい。

○井上政府委員 出願手数料の値上げは、出願の抑制を目的とするものではないかといふやうな御趣旨のお言葉があつたかと存じますが、われわれとしましては、現行の出願手数料が特許につきましては千円、実用新案については六百円、意匠については四百円といふやうな額が、今日の現状のもとにおきまして独占権としましての特許権、実用新案権、意匠権等を設定すべきかどうかといふ前提としての國の審査を要求する手数料としましては、決してこれは受當でない、むしろある程度引き上げることが適當である、かように考えた次第でございます。なお結果としまして今松前委員が申されましたように、出願が大企業の方に集中して、中小企業、弱小企業者に非常な圧迫を与えるといふやうなことは、たゞいま申しましたやうな手数料の金額等の点から申しまして、そういうことはわれわれはなにも考へてゐる次第でございます。

○松前委員 いろいろ御説明は御説明として一応承つておきます。

その次には特許弁理士の手数料、これもだんだん値上げ値上げで最近私鉄の料金までも値上げされ、すべてのものが値上げづくめの岸内閣の方向であります。また特許料といふものが値上げされたといひますれば、その出願に對する特許弁理士の手数料、この値上げ等に對してはどういふ見通しをつけておられるのか、伺ひたいと思ひます。

○井上政府委員 弁理士の今申されました手数料につきましては、弁理士会の会則で規定するということになつておるわけでございますが、この点につきましてはわれわれとしましては、不当な値上げという結果にならないやうに、弁理士に對しましての通商産業大臣の監督権の運用によりまして、不当な値上げを見ることはないうに十分努力を今後したいと考へております。

○松前委員 不当な値上げといふのはどういふことですか。抽象的でなく具體的にもう少し明確に言つていただきたい。

○井上政府委員 いろいろ同種の業務に關しましての手数料等との均衡等を

も考へる必要があるわけでございますが、そういういろいろな同種の手数料に關する金額を檢討し、そしてまた従来の値上げの傾向、現状等をいろいろ勘案しまして、弁理士の手数料につきましても妥当なところに落ちつくようにわれわれとしましては指導したいと考えております。

○松前委員 弁理士の手数料の値上げという問題について、値上げをするというふうな意図のもとに、今発言されておるようですが、そうですか。

○井上政府委員 特許庁としましては、そういうことを積極的に考へる気持はございません。

○松前委員 特許庁は弁理士の手数料を値上げしない方向への希望を持っておられるのですか、持つておられぬのですか。

○井上政府委員 手数料の金額の現状から申しまして、われわれとしましてはなるべくこれ以上に値上げにならないことを希望しておるわけでございます。

○松前委員 特許の出願料その他の特許庁における人件費あるいはその他の行政費は、これがもし特別会計でやられるとすれば取支はどのようにになりますか。

○井上政府委員 特許庁の収入としましては特許料、登録料及びいろいろの出願手数料、その他弁理士試験の手数料、いろいろな項目があるわけでございますが、最近の数字を申し上げますれば、三十一年度、三十二年、三十三年度を通じて大体歳入と歳出が見合っている、やや歳入の方が上回っている、そういう状況でございます。金額にして申しますれば、三十三年度

の、これはまだ見込みでございますが、歳出が四億四千五百萬に對しまして歳入が四億七千萬ぐらい、そういう数字になっております。

○松前委員 そうすると値上げになった後には増収になりますね。それはどのくらい増収になり、どういふふうに使われる目的でありますか。ただ大蔵省に吸い上げられるだけでありませうか。

○井上政府委員 今般特許料、登録料及びその他の出願手数料等が値上げになりますれば、相当大幅に収入増加になるわけでございます。八億五千萬円ぐらいというふうに、われわれとしては一応見積つておるわけでございます。もつともこの点につきましては、いろいろ今後の實際の推移を見まさんと正確な予想はつかないわけでございますが、もしそういうような数字になりますれば、歳出に對しまして歳入の方が大幅に上回ることになります。私どもとしましてはむしろこういう数字は、歳入が多いのではなくて歳出が少きに失するのである、かように考へる次第でございます。各国の特許局の今の出願件数あるいは予算あるいは人員、そういった点をいろいろ比較研究しますと、日本の特許庁は非常に審査官、審判官等の人間も出願件数との比較におきまして少いわけでございます。そういう結果、最近の審査審判の停滞という現象を生じているわけでございます。この点につきましてはわれわれとしましては今後審査官、審判官の大幅な増員、及び特許庁としましての環境、設備の改善、審査審判に必要な資料の整備充実、そういう方向にぜひ上回りました歳入分を

投入しまして、全国民の要望でございます。特許庁の行政の改善、審査審判の迅速化という目的を達成しますようにわれわれとしましては最善の努力を払いたい、かように考へている次第でございます。

○松前委員 何か審査官の定員を増す、それから内容の整備をはかるという方向に持つていくという話でありませうが、来年度の予算について具体的にそういう計画が盛られておりますか。

○井上政府委員 三十四年度の予算としましては、実はわれわれとしましていろいろ努力したわけでございますが、まことに残念ながら、三十四年度におきましてはたゞいま申しましたように、多少人員の増加は認められましたけれども、われわれの希望から申しますれば、はるかにまだ低いわけでございます。三十四年度歳出予算の問題としてこれを確保することができませんでしたことを、大へん遺憾に存じておる次第でございます。

○松前委員 そうすると、八億五千萬円という予算は、多少は特許庁の内容充実に還元されてくるかもしれぬが、その大部分は大蔵省にサービスするということになる。そういう値上げをやるといふことは、結局先ほど来私が申しましたように、必ずしも特許出願をそれによつて精選するわけにいかぬ。そういう現象は起らない。同時に、値上げをしたがゆゑにこれをいたすに一般会計に吸い上げられてしまふ、こういうことになる。そして内容の充実もあまり思ひ通りにいかぬ。こういうところに、非常に前後矛盾した姿がこの法律には現れておると私は思うのであります。あなたはそういうふう

に感じられませんか。これは政務次官いかがです。

○中川(後)政府委員 八億五千万円というものが入ることが確定しておれば、また大蔵省も考へてくれるだろうと思ふのです。しかしこれは先ほど来特許庁長官が説明しております通り、予算ではございません。これくらいの収入見込みだろうという想定のもとに、八億五千万円というのを言つたんだらうと思ふのです。従つて三十四年度の特許料値上げの結果、特許庁で計算しております通り八億五千万円という収入が確定であるということになります。すれば、大蔵省も来年度は相当考へるだらうと思ひます。今松前さん予算だとおつしやつたが、予算ではございませぬ。

○松前委員 大體税金その他の問題についての歳入の予算の編成のやり方というものは、やはり見込みをもつてその年の予算をきめるよりほかはないので、それで自然増とかなんとかでもつて、適宜にそれを見積ることによつて支出の方を決定してきておるやり方なんです。だから従来よりも収入がふえるということがほんとうに目安のついたものであるならば、当然特許庁の内容充実のためにこれを使うことが最も大事な問題じゃないか、私はこう思ふのです。ですから今一べんやつてみぬとわからぬというふうな、そんなことじゃないのです。予算の編成というものはそんなものじゃない。大體見込みをつけてやつておりますから、その八億五千万円の見込みがついておるならば、なぜそれを特許料の拡充のためにお使いにならぬか、もう一べん一つ答えて下さい。

○中川(後)政府委員 それはその通りです。特許料は御承知の通り倍額に値上げしたので、私どもも大體それだけの見込みはつけておりますが、実は正直に申しますと一縷の不安を持つております。今お話の通り普通の国民所得の点がどうであるからという、その見込みとはちよつと違ひのじやないかと思ふのです。あるいは先ほど来松前さんの御心配になつておるうちに、一幸に倍額に値上げしたために、せつかく町の優秀な発明家でありながら、特許料があまり高いので出さないというふうな結果になることがあるかもしれないし、かつまた今まできわめてちやちやなものを山出しておる面もかなりあつたと思ふのですが、そういうふうなものも、特許料が非常に高くなるといふことになりましたれば、特許料が高いから出さない、こういうふうな現象も現れてくるんじゃないかと思ふのです。従つて予算編成についての見込み額が、先ほど来松前さんがおつしやつたような点と必ずしも符合しておるとは、私はこの特許料については思ひな

いのです。しかし一応そういう見込みをこわらは立てておるのですから、それについての努力はしたんです。したのだが、諸般の情勢上大蔵省がこれを認めなかつた。こういう点については、先ほど来長官が答えております通り、まことに遺憾であつた、力の足りなかつたことは認めます。

○板川委員 関連して。これは八億六千万ですかの見込みがある。それは料金があつたからじゃないという人も幾らかあるかもしれませぬが、この見込みが八億六千万が七億八千万になるといふように若干の差があつても、大體こ

れに近い数字になることは予想できると思ふのです。それで来年度についてはこの案通りに出発すれば、半年も過ぎていきますれば大体見込みが立つて、これははつきりします。しかしわれわれきのうの参考人を呼んで聞くと、発明奨励に關する最大な國家の施策といふのは、審査を早くしてもらいたい、これは三年も四年もかかるのじゃなくて、とにかく審査を早くしてもらいたいというのが、國家に要望する一番大きい発明奨励の方策だ、こう強調しておるのです。これは全くだと思ふんですよ。だから来年度の見込みがはつきりしてから、ころころでも損しないという事になつてから出すというのじゃなくて、まあそれは来年度も出してもいいのですが、当面倍になつて、倍近くあるいは一・八倍か知らぬけれども、倍近く収入がなり、歳出の方はこれももう計算通りですから、はつきりしている。そうしますとあんまりもろけ過ぎますから、ここでのために補正予算なんという事はあり得ないと思ふのですが、たとえば準備費の中から二億なり三億五千万なりを使つて、一つ急速に特許行政の充實をはかれ、こういふことは私はあり得てもいいのじゃないかと思ふのです。そういう点、金額がはつきりしない以上は出せないのだ、こういふのでは、私はどうも特許行政に対する熱意のほどがないと、こう見るのですが、この点についてどうお考えですか。もう少し一つはつきりしてもらいたいのですな。

○中川(後)政府委員 いろいろ御心配ですが、大蔵省がそう簡単になかなか人員をふやしてくれないんです。大体私も考えることは、人員をふやすこともむづろん必要でございますけれども、私は昨年内閣委員会におつて、各省が設置法を出してきたのを見て不愉快に思つたのですが、いたずらに役人をぞろぞろふやしてそれで実績が上がるかどうかといふことについて、実は疑念を持つておるのです。そういうことより、むしろ現在の機構をフルに使つて、そうして特許庁の役人もうんと勉強するといふことに努力をせよと、大蔵省はこういふのです。そういうより意味から、人員も要求をしただけふやしてくれなかつたのです。しかし御心配の点については私も、特許料を上げればこれだけ収入がふえるのだから、倍にしてくれてもいいじゃないか、四億四千万円が八億何千万円になるのだから、人員を倍にふやしてくれてもいいのじゃないかといふことまで主張をしたのでございまして、諸般の情勢上これができなかった、同時にわれわれの力が足りなかつたといふことでございまして。

○板川委員 次官、一つこれは知つておいていただいた方がいいと思ふから言つて、アメリカでもこの八カ年計画を立てる前に、審査員の面会人を制限したり、それから休日等に出務させてやるとか、努力をさせてやりなさい、こういうことでやつたんですね。しかしそれではもう実効は大して上らないのです。これではいかにいふと、職員は海外出張の報告書ですとか、この中にありますが、どうしてもこれは人数をふやさなければいかにぬ、人数をふやして、しかも機械設備を充たして、そのために予算もとつてやつたために、四年半も残つておるのが最近では八月くらいまで、わずか三年間です。二年何カ月で、三年足らずで、そういうふうには急速に未処理件数を減らしてきたのです。ですから、大蔵省がそういうことで、もう少し努力をしてみろといつても、これは限界があります。それじゃもうできないといふことを一つ理解していただいて、大蔵省にそういうハツパをかけてもらいたい。私もあした大蔵大臣に來てもらつて、そういう実情を訴えてみたいと思ひます。次官の方からも弊つ柱の強いところ、一つやつてもらいたいんですよ。これは大蔵省に負けていたんじゃないやうが、私に負けていたんじゃないやうが、松前委員、私の言わんとするところは、関連質問で、大体私より以上に専門家としておやりになつたので、私は答弁には満足はいたしませんで、今の板川さんと同じ考え方を持つております。審査官が少いとか、あるいは新規設備がないとかいふことは、もうだれもが認めておるところであつて、あまりにも今はひどいのです。当然やらなければならぬ。八億六千万円ですか、金額は八億でなくとも、少くとも六、七億はここに回すといふくらいは努力はしなければならぬはずだと私は思ふ。

そこで問題は定員の問題であります。人数その他のことは別といたしまして、特許庁の審査官その他の定員が通産省の本省の定員に食われておる。すなわち正当に特許庁に定員が配られてない、こういう現象がかつてあつたのであります。現在もあるのではないかと私は見ておりますが、これはいかでしよう。

○井上政府委員 そういふ現象を生じましたのは、特許庁が最近数年間増員を續けて参りましたが、そのつどきわめて少数の人間を本省からのいわゆる配置転換といふことによりまして、本省の人間を特許庁の方に回すというよりな措置を新人の採用と同時に並行して講じたわけでございます。そういう場合には直ちに本省の方から特許庁の方へ回すということができない事情が、間々ございまして、しばらく従来の業務に従事して、そうして向うの仕事の段落がつかまつたところで、特許庁の方へ回すという過渡的な現象としまして、いわゆる状況はあつたといふことは事実でございますが、現在ではたしか二名程度といふことに事態は改善されておるわけでございます。

○松前委員 現在二名でも、これは本省が特許庁の定員を食つていふというよりなことで、これはやはり通産省全体として、審査の敏速化をはかるとか、内容充實とかいふのに対してやはり熱心さが足りない、誠意がない、こういうふうにも考えられるのです。政務次官はこの問題をどう考えますか。

○中川(後)政府委員 そういふことは今初耳で私は知らなかつたのですが、もしそういうことがありたいと思ふならば、十分調査いたしまして善処いたします。

○松前委員 審査の敏速化の問題であります。この審査を敏速にするのには、私は特許庁の審査官をもつとふやさなければならぬ、その他の施設の充實あるいは内容の充實をしなければならぬことは申すまでもありません。けれどもそれだけでもまだ足りない、この広範な科学技術の進歩の現段階におきまして、これはなかなかかわすかの人間で、この広い科学の世界をマスターして、その資料をしかるべくコントロールしていくといふようなことは、私は困難中の困難な仕事であると思ふ。そこで先ほど八億六千万円か五千万円か存じませんが、そういう剰余金というか、新しいこの増収がある。その使途その他も一応頭に入れたが、考えられることは、たとえばアメリカにしてもどの國にいたしましても、フォーラムという団体が方々にできておる。日本でも原子力のフォーラム、すなわち原子力産業會議ができておるし、また電子工学に対してもできておるし、工業に対してもできておるし、あらゆるところにこのような工業会その他があります。これらの機関は、外國においては、ほんとうに科学的に資料を整備して、そうしてその方面においては、必ずそこに行けばわかる、どんなことかといふことも世界じゅうの情報がわかる、こういうふうになつておつて、これは民間の会社その他がそれぞれ團體を作つてやつております。また政府は、科学技術庁としては、科学技術情報センターを先日来作つて、そうしてまだ整備はしてないかも知れぬけれども、整備する目的のものに着手やつておる。そこで問題は、この特許庁とこれらの關係であります。これらの諸機關を助成して、それらの広範な科学技術の各分野にわたつてこの資料の整備をはからせ、それをうまく利用して、さういふようなり方は当然今考えられなければならぬものであり、特許庁自体で小さくあそこを固まつておやりになつても、人数を倍にしても大した

ことは無い、とても敏速化はできないと思う。もう少し民間のあらゆるそういう機関も動員して、これを利用し、あるいは政府機関としての科学技術情報センターもこれをよく利用して、そうしてともに手を取り合つて科学特許行政の充実をはかり、また特許の敏速化をはかる、こういうような基本的な政策、この政策を実行するには、先ほどの八億何千万円を大蔵省はむしり取られたのでは、これはできません。そういうことを言へば、私は大蔵省は承知するだろうと思う。またそうしなればならぬ事態だ。外国ではどこでもやっております。どこに行つたつてやういつた資料はすぐ出してくる。ちゃんとカード式になってすぐ出てきます。そういうことにはお金が要るが、これには助成金を出せばいい。私はそういう基本的な特許に関する政策というものが、現在の通産省にないから、今のようになんかちぐはぐな状態にあるのではないかと思うのですが、これに對しては政務次官はどういうような考え方を持っておりますか。

○中川(後)政府委員 非常にいい意見を聞かせていただきました。実はそういうことについても、特許庁を中心としていろいろ予算要求の際に問題にならなかつたことはなかつたのであります。しかし時いまだに、予期の実績を上げることができなかったことはなほ遺憾でございますが、今松前さんのおっしゃったようなことを休まして、今後特許行政の迅速かつ効果的な運営をはかりたいと思ひます。

○松前委員 要は通産省に所属する特許庁として小さく固まらないで、もう少し国家の各分野にわたつて目を注い

で、それらの協力と、そうして何も命令権があるとかないとか、そんなことはどうでもいい、とにかく協力、これによつて特許行政というものを総合的に推進していく、こういう基本的な政策をおとりにするならば、私は八億何千万円のお金は、大蔵省を承知せしめることができると思う。またあした大蔵省を呼ぶまでもありませんから、その辺のことをわれわれも要望しますが、この上とも一つこれは努力されなければいけないことだと実は思ひます。

それからその次は、従来特許庁のやつておりました審査の方針ではないだろうと思ふんだが、審査の傾向として、外国人が出した特許は非常に広範な範囲に特許が許可されておる。ところが、日本人の出したものは根柢に葉細りやつて、そうして許可されても非常に狭い、また拒否されるのが非常に多い。言いかえると、外国人に甘くして日本人に辛い。こういう傾向は、われわれは多年の間具体的に体験してきたのであります。ですから、私も、今はもう予備役であり直接はやりませんが、アメリカその他から出てきた特許に對しては特許防衛班というものを作つて、片端から一つ残らず異議申し立てをやつたことがある。それはめんどろですけれども、とにかくやらないと特許は危なくしょうがない。それでもあまりやつかないものですか、しかるべき専門の問題はその専門の査官なるものを兼務せしめて、そうしてそこでもつて特許庁を助けたことがあります。こういうようなことで、外国の特許というものが、まるで洪水のごと

くわが国を占領しようとしている。これに對して何か私は、これは再軍備の問題その他にもひつかかりますけれども、もしも防衛というものを必要とする、国を防がなければならぬというならば、こういう平和的な防衛、これこそ私は防衛しなくちゃならぬ、産業防衛をしなくちゃならないと実は思ひます。自衛隊を作るよりも、この方がよほど先だろうと思ひます。そういう意味において、何か外国特許に對する具体的な対策、すなわち、私は何も不公平に、外国特許を許可するなどは言わない。公正な立場において外国特許に對処する。そして、外国特許は非常によく許可される、許可される傾向というものは、やはり外国の事情がわからぬからだと実は思ひますが、これらに對して具体的な何らかの対策をお持ちであるかどうか伺ひたいと思ひます。

○井上政府委員 外国人の出願に對して特許になる場合に、その権利の範囲が広範である、かつまた権利になる率が非常に大きい、これに對して何か防衛の方法を講じる考えはないかという趣旨の御質問であつたかと存じます。これは日本人の特許出願の歩どまりと申しますか、特許になります率が、これは全般を通じて三五%くらいでございますが、外国人出願につきましても、この率ははるかに高いことは、事実でございます。しかしながら、これは外国人の出願に對する審査が甘いというところでは決してございませぬ。出願を出してきますものは、向うでも特許になる可能性が非常に多い、言いかえれば、いい発明につきまして、い

わゆるフィルターにかけましたものを日本に出願してくるという結果であらうかと考える次第でございますけれども、その意味からしまして、私も、出願を、今後は逆にできるだけ多く外国に特許出願するように、そういうことにつきまして補助金交付その他の道を最近数年講じて参りましたが、今後一そう日本人のよい発明に關します特許出願の外国に對する進出、外国への出願の増加ということにつきまして、できるだけ努力をいたしたいと考えております。

それからもう一つの問題でございますが、外国人出願に對しましてこれを審査する場合には、何と申しまして、公知公用であるかないか、新規性がないではないかという判断に必要な資料が必要でございますので、その資料等につきまして、われわれとしましては、外部の人的協力あるいは資料の協力をぜひ必要とする、かように考へておる実情でございます。現に特許庁としましては、特許庁の審査官の技術が必ずしも十分でないことを認められます分野につきまして、大学教授、それから官立試験研究機関の關係部長という方々を十数名、特許庁の兼官にお願いして、御協力を願つておるというところでございます。それからなお、ついでに申しますが、電子工学関係では特に外国の方からの出願が非常に多いものでございまして、これにつきましては電電公社の方の数名のエキスパートを特許庁に出向を願つて、特許庁の審査に協力を願つておるという実情でございます。次にもう一つは、物的面としまして

は、先ほど御指摘のフォーラムを活用したらどうかという御意見、これはまことにごもっともでございます。われわれとしましては、従来、原子力関係の特許等につきましては原子力産業會議の方面、あるいは電子工学関係につきましてはその方面の協議會、エレクトロニクス協議會等々とも幾たびか話し合つたことがございまして、先年、別府理事長ともこういった問題につきましてお話をいたしましたわけでございまして、新理事長の丹羽理事長が幸ひ特許庁の顧問でもございまして、特許庁と科学技術情報センターとの連絡、提携の強化ということにつきましては、御指摘の通り今後一そう努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

なおまた、特許庁の審査を一応通りますと、これが公告になるわけでございまして、この場合に異議申し立てという道がございまして、關係の産業界は言うまでもなく、各試験研究機関のその道、その道のエキスパートの方々にもつと公告になりました特許發明、特に外国人からの出願の分については注意を払つてもらひまして、そうして異議申し立ての制度を利用して、できるだけこれを資料に基いてつぶすという方向に關心を持つてもらひますことを、われわれとしては希望しておる次第でございます。そういうような問題につきましても今後われわれとしましては、關係各方面と一そう連絡を緊密にしまして、今御指摘のように、不当に外国人出願が広く認められるようなことがないように、この点につきましては条約上の内外人平等の原

は、先ほど御指摘のフォーラムを活用したらどうかという御意見、これはまことにごもっともでございます。われわれとしましては、従来、原子力関係の特許等につきましては原子力産業會議の方面、あるいは電子工学関係につきましてはその方面の協議會、エレクトロニクス協議會等々とも幾たびか話し合つたことがございまして、先年、別府理事長ともこういった問題につきましてお話をいたしましたわけでございまして、新理事長の丹羽理事長が幸ひ特許庁の顧問でもございまして、特許庁と科学技術情報センターとの連絡、提携の強化ということにつきましては、御指摘の通り今後一そう努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

則の範囲内の問題としまして、できるだけそういふ方向に善処したいと考えておる次第でございます。

○松前委員 いろいろ御説明もございましたけれども、これは特許庁だけでなく、従来の通産省の活動の姿を見てもみまうと、非常にセクシヨナリズムな、狭い行動範囲であつたと私は見るのです。ことに特許のごときは、これは何も通産行政の別動隊ではなくて、日本全体の問題でありますので、特に広い活動計画並びにこれらの組織を通じて旺盛な活動をなすつていただいで、そうしてこの特許行政をして誤まらしめないようにやつていただかなければならぬ、こういうふうに私は思うのであります。

そこで、今私は、外国人特許に対して寛大であつて、日本人に対しては非常に峻厳であつた。これは、外国人のは非常に精選したものというのか、これだけはとりたてたいものを八方から攻め立てて特許行政にやつてきますから、陥落するんじゃないかと思ふのであります。日本人は、いいかげんな思ひつきを、出してみようというふうな工合で出してくる、そういうふうな傾向もあるかと思ひますけれども、あまりにも従来外国人の出した特許の範囲が広い。大体ちよつとした着想だけでも特許になつてゐる。それは、真空管が初めてできたときでも、とにかくあの多極真空管というものは日本では作れなかつた、作ればちゃんの特許料を払ふなければならぬ、そういうことは日本自体にも前からあつた、あつたけれども、とにかく特許庁で外国の特許を許可された以上は、どうにもならないというふうなことで非常な外貨

が海外に流出しておる。現在のところ日本から外国に出て参りますの特許その他に対する外貨は、この間の政府の資料によりますと、大体二百十億圓くらい出ておるようです。原子力を除いた科学技術の研究費が二百十億圓、しかもその特許料の海外に支払うやつは年々増大の一途をたどつております。

ところが科学技術の研究費というものは据え置きであります。だからして結局日本が海外に支払う外貨というものは、すなわち頭脳資源に対する代償である、まことにわれわれとしてはふがいないきわみであると思ふのであります。これは研究の問題とひつかかつて参りますけれども、ともにかくにもこういう状態である。同時にまた日本の外貨というものが少しなりとも黒字になつてゐるというのです。少しずつ最近黒字らしい。その黒字はどこからきておるかという、そういう頭脳資源はほとんど海外から買入れてゐるが、あとは日本の労働者の低賃金その他の犠牲においてだんだんと黒字が出てきつた、こういうふうな政治は私はまことにへんばな行方であると思ふのです。けれどもその辺においてとにかく特許行政というものは、経済と密接な関係を持つものであつて、特に外国人の特許その他に対しては重大な関心を持つてこれに對する防衛策を講じてもらふ、私は何も不公平にこれを拒否せよというのではありません。資料をできるだけ整えて、そうして理由が立つならばあまり広範な特許を与えないで、そうしてできるなら日本人と同じような立場においてこれを拒否する、こういうふうな

行き方に対して特に留意をしてもらいたいと思ひます。

そこでまたいふ外国人に対する特許の出願の問題が出ましたが、今度の改正案の「原子核交換の方法により製造されるべき物質」というものは、特許のなから除外するというようなことが書いてあるようであります。これは一体どういふことでありますか。「原子核交換の方法により製造されるべき物質」というのは、原子力関係の特許がたゞさん日本に出ているからそれを防ぐためにお出しになつたのか、それとも何かほかの意図があつて、こういう事項をお設けになつたのか、伺いたいと思ふのであります。

○井上政府委員 今の「原子核交換の方法により製造されるべき物質の発明」というものは、不特許の理由に加えました。その理由につきまして御説明申し上げます前に、恐縮でございますが、先ほど私申しませんでしたので、一点だけつけ加へさせていただきますと思ふのであります。

これは今度の法律改正で、海外において頒布された刊行物に記載されてゐる事項、これを新規性で、新規の発明でないものとして特許しないというのと、従来は刊行物の範囲が国内だけに限つておりましたのを、今度は海外、外国において頒布された刊行物に記載されておる事項についても、これは特許にならないというふうな改正を加へました点も、先ほど御指摘の外国人の出願が日本でもあつたにやらずと特許に寄与するかと考へるという点に非常なる点つけ加へておきたいと存じます。今の「原子核交換の方法により製造

されるべき物質」の問題でございますが、これは現行法で化学物質についての特許をしないという、いわゆる「化学方法ニ依り製造スヘキ物質」というものは不特許理由に加へられてゐるわけでございます。この問題につきましてはいろいろ議論の存するところでございますが、それは別といたしまして、一応今度の改正案ではとりあえず、将来の問題は別として今般の問題としましては、化学物質の特許について従来の方針を踏襲しまして、これを不特許理由として残したわけでございます。原子力関係につきまして、特に「原子核交換の方法により製造されるべき物質」というものが、この「化学方法により製造されるべき物質」ということに該当するかどうかという点につきましては、松前委員の方が御専門でいらつしやるわけでありまして、

「化学方法により製造されるべき物質」ということには該当しないものがあるというあるわけでございます。そういうようなものにつきましては、もしその物質自体に關する発明について特許出願がございました場合に、現行法のもとではこの特許を認めざるを得ないということになるわけでございます。そういう問題は、これは化学物質についての特許を認めないという方針とも矛盾をするわけでございますし、またのみならず今日の原子力政策という点から申しまして、また日本の原子力産業の現段階という点から申しまして、「原子核交換の方法により製造されるべき物質の発明」について、特許を認めるということは適當でないと考えますので、今般これを不特許事由に加へたわけでありまして。

○松前委員 大體御説明で御趣旨はわかりました。しかし「原子核交換の方法により製造されるべき物質」という、この表現ですね、この表現によつてまたこれを非常に広範にも解釈できるし、非常に狭くも解釈できます。これに對しては明確な学術的な説明をいただきたいと思ひます。これは書いたもので一ついただきたいと思ひます。

何となれば、この物質の概念というものが、近代物理学において根底から變つておる。だからここで「原子核交換の方法により製造されるべき物質」というものの概念が、あなたの方のお考えになつておる概念であるのか、どういふことをお考へになつておるか存じませんが、とにかく今までの考え方、これによつておるのか、それとも新しい物理学の立場、この点から考へられるのであるか、その辺については学術的な定義を一つここに書いたものによつて与えていただき、また御説明をそれによつて願ひたいと思ふのであります。それをここに要求しておきます。よろしゅうございませう。

○井上政府委員 承知いたしました。

○松前委員 そこで最後にお尋ねしたいのは弁理士法の改正の問題であります。私は法律を読んだ程度で詳しいことは知りませんが、ただ概念的に申し上げますと、弁理士は無試験で弁理士になれる。それで特許なるものの内容は科学技術的なものである、しかし科学技術の立場、そういう勉強をしてきた人たちは、これは無試験ではなれない。これは片手落ちじゃないでしやうか。簡単に私は申しませうけれども、あなた方は私よりずっと詳しく御存じでしやうから、御説明願ひたいと思ひます。

○井上政府委員 弁理士業務の遂行上、技術的な知識と同時に、法律的な知識が必要でございますことは、ただいま申されました通りでございます。この点につきまして、弁理士は当然弁理士としての資格をも認められていて、わけございませうけれども、実際問題としてしましては、技術的な補佐というものが、技術的な補佐といたしまして、必要の場合もあるかと存じます。もちろん弁理士の中にも技術について非常に御勉強になつていらっしゃる場合が多く、また最近特許関係の事件を扱われるという弁理士がだんだん数が増えてつある現状でございますので、一がいに弁理士の方は技術的知識が不十分であるという言い方はできないものと私は存じます。そういうような関係で弁理士が弁理士としての資格を制度上認められるということは、必要に感じましてこれを助ける補佐的な人間がこの知識を補う、補充するといふような方法によりまして、十分業務の遂行が可能であらうと存ずる次第でございます。そういう考えで、今日の制度は制度として、決して不当ではない、かように考えるわけでございます。

○松前委員 弁理士の方が技術者の方を使つて、技術者が補佐をするからそれではないか、こうおっしゃるなら、今度は技術の出身の人が法律家を使つて、そうしてそれを補佐させてやることもやつぱり認めらるべきではないでしょうかというのが私の大體の質問の要旨です。逆を一つ説明して下さい。どっちが主であるか。技術が主であるか、それとも法律が主であるか。

○井上政府委員 弁理士になります資格といたしまして弁理士の試験があるわけでございます。そしてその試験科目の中には、法律と同時に技術関係の項目が多数ございしますので、この点におきまして、技術関係のエキスパートが、これに加えて法律を御勉強になつていくことによつて、弁理士になり得る道は大きく開かれていくものと考え次第でございます。もちろん弁理士という業務の性質上、当然工業所有権関係の法規というものは、必須科目として加えられておるというところは、言うまでもない次第でございます。

○松前委員 私は試験のことを言つておるのではありません。弁理士は無試験で弁理士になり得るという、そういう恩恵を無条件に与える、なぜ弁理士試験を受けさせないか、そのことを私は言つておるのです。なぜ同じようなにお取扱いになりませんか。やはり法科万端でいらつしやるのですかどうですか、こういうことです。

○井上政府委員 従来の日本の制度といたしまして、弁理士の地位というものは、かなり社会的にも高いものとして認められておるわけでございます。弁理士法、弁理士法の関係、比較という点から申しまして、弁理士は当然に弁理士に比べて、何と申しますか、能力として、十分当然に弁理士になる程度の資格、実力を持つておるもの、そういうふうな前提で、こういう法制が設けられたものである、かように考えております。

○松前委員 どうもあなたにこういう見解を聞くのは無理かもしれぬ。大臣がおられるなら一番いいのだが、まあとにかくこれは片手落ちですよ。だからもう少しやつぱり公平な弁理士法を作つてもらいたいと思つておる。かつて大学で特許法というやつを講義を聞いた人には、無試験で特許弁理士の資格が与えられたことがありますが、ところが弁理士は、別に技術のことも何も御存じない方でも、無試験でこれがとれる。昔の方がずっとその点においてはよかつた。最近はその点がなくなつたらしい。詳しいことはしりませんが、なくなつたらしい。私がこういうことを言う理由を申し上げれば、われわれの同僚その他が海外から引き揚げてきて何かしたい、その人は非常に優秀な工学博士であつて、りつぱな人であるが弁理士にはなれない。そうして弁理士にならうとすれば、後輩の昔は青二才であつた諸君が試験官でおる前でやらなくてはならぬ、こういうことになる。まことにどうもお気の毒千萬なことがあります。私はそれは何とかならぬかと思つて、ずいぶん努力を盡したけれども、どうもだめだ。しかし弁理士の方はこれはもうするするといふやれる。まことにこれは矛盾ではないかといふことを、私は具体的にこういう問題にぶつかつて感じておるのです。とにかくこの技術を中心した、特許の問題を取り扱う特許弁理士なるものの資格については私はやつぱり技術を中心にして、法律なんていうものはこれはわけてないのです。覚えておらぬでも読めば大体わかる。日本語ですから読めばわかるですよ。だからして逆ならいけれども、どうもそれが長い法科万端の伝統の中にこういう流れを作つて技術というものを織り込んである。そこに私は特許問題の基本的な科学技術政策の問題も、あるいは特許庁の問題等があると思つておる。優秀な

人が入つてこないなどとおつしやる。これは圧迫されたらなかなか入りやしませんよ。そういうところに私は基本的な問題があると思つておるが、そういう根本論はききうはいたしません。が、その、いわゆる法律をやつた人、すなわち弁理士が無試験であるならば、何ゆゑに無試験をもう少し技術の方に拡大されないか、そつちをおやめなさいとは言いませんよ。もし片方の方の技術を学んだ人間に対する優遇というか、一つの待遇を与えるならば、これは一応両方公平な取扱いになるでしよう。けれどもそれができないというなら、なぜ全部弁理士試験を受けさせないか、私はそう思う。これはどういうふうにお考えですか。

○井上政府委員 御意見の点はきかれました。私もその点があるかと存じます。私も私としては、弁理士法の全面改正の研究を、今後急に進めて参りたいと思つておる。ちやうどいい機会でございますので、御意見の点は十分尊重しまして、われわれとしても研究したいと思つておる。

○松前委員 これで私は終りますけれども、御質問を申し上げた結果として手数料の値上げ、その値上げされた分の行方というものが、必ずしも特許庁に還元されないで、どうも一般会計に吸い上げられる可能性がある。これに對しての政府の努力は、私は何も特許庁長官の努力とはいへません、それだけでなく政府全体の努力が足りない。同時にまたそれゆゑに審査官の定員を増すとか、あるいは内容の充実をはかることが、三十四年度においても必ずしも満足でない。これを非常に遺憾に思つておる。

それから次は、特許事務の迅速化といふものに対して民間の諸機関の動員が足りない。それからまた科学技術情報センターのような政府機関の動員もまだ足りない。この点に対する何らかの具体的な対策を講じてもらいたい。特に、日本人の特許に対しては相當な資料が集まつておるかもしれませんが、資料が集まつておるかもしれないけれども、外国人の特許に対してはなかなか資料が集まらないから、この点については特に資料あるいは図書等に対してこの充実をはかつてもらつて、そうして公正な特許の行政を確立していただきたい。原子核交換の問題については、交換によつて生ずる物質という問題については書いたものによつて定義をちやうだいしたい。大體この程度でありまして、最後に特許弁理士法の改正を近き将来にやられるということでありまして、今の片手落ちを根本からは正して、そうして同じ日本人でありながら、そうへんば根性をもちつてこういう法律を作るべきじゃないと思つておる。特許法の改正案を起草していただきたい、こういうふうに思つておる。

私の質問を終わります。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は明日午前十時理事会、十時十五分より委員会を開会いたします。

午後一時十三分散会